

重点支援区域の申請の要否

(1) 経緯

- 国は、令和5年3月31日付け医政地発0331第1号により「**令和5年度末までに、重点支援区域（※）の申請の要否の判断を行うこと。**その際、必要に応じて、再編検討区域（※※）の支援に係る依頼を行うこと」とした。

※重点支援区域……複数医療機関の医療機能再編等事例を対象として、国が集中的な支援を行う構想区域。

申請に当たっては、地域医療構想調整会議の合意を要する。なお、本県では、青森地域（青森県立中央病院・青森市民病院関係）のみが重点支援区域となっている。

※※再編検討区域…重点支援区域の申請の要否を判断するまでの初期段階における複数医療機関の再編検討事例を対象として、国が支援を行う構想区域。依頼に当たっては、対象医療機関の合意を要する。

- 県は、令和5年7月の令和5年度第1回地域医療構想調整会議において「人口動態や医療資源の実態から、**県が再編統合の検討が望ましいと判断した医療機関に対して、個別に働きかけていく**こととし、構成員から合意を得た。

(2) 県の対応(案)

- 現時点では、青森県立中央病院と青森市民病院の再編統合以外で、県として積極的に関与して再編統合を進めていく必要がある事案がないため、**重点支援区域の申請は行わない**こととする。
- なお、今後、医療機関から相談があった場合は、国や県の制度において対応可能な範囲で必要な支援を行っていくこととする。